

FMCだより

3
2012

今年も、年度末を迎えます。会社では異動など動きの多い時期ですが、皆様、然るべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 FMC

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL：0282-27-8833／FAX：0282-27-8830

平成24年度税制改正案 ～給与所得控除の上限設定～

登場人物
門社 経理部長 古門部長
門社の 顧問税理士

1,500万

給与所得控除の頭打ちが、再浮上しています。
また、ですか。
古門部長
顧問税理士

ただ、今回は法人役員に係る部分が入ってません。
じゃあ、頭打ちだけです。
古門部長
顧問税理士

そうなんです。年収千五百万、二百四十五万が上限です。
ドン！
1,500万
古門部長
顧問税理士
1,500万、か。

げ、元氣だしてましよう。
ボヘッ。
1,500万
古門部長
顧問税理士
1,500万な～。
氣をしっかりと。

平成24年度税制改正大綱が閣議決定され、各税目の改正案がそろいました。これらの項目には、平成23年度税制改正で廃案となった部分がいくつか再浮上しています。この再浮上項目のうち、今回は「給与所得控除の上限設定」についてお届けしたいと思います。

給与所得控除とは

そもそも、給与について税金の計算をする場合、まず次の算式を用いて、課税対象となる「給与所得」の額を計算します。

$$\text{給与収入} - \text{給与所得控除額} = \text{給与所得}$$

給与所得控除とは、給与を得るための経費を概算で計算した控除項目です。この給与所得控除は、給与収入に応じて金額が決められており、現行の税制では、最低65万円の控除が受けられ、上限は設定されていません。1,000万円を超えていれば収入金額の5%+170万円が給与所得控除額になり、10億円の給与収入を得ていれば10億円の5%+170万円が給与所得控除額になります。つまり、どれだけ高額でも収入の5%は給与所得控除額として認めてもらえました。

今回の改正案の内容

給与所得控除が頭打ちとなります。頭打ちは、245万円です。この245万円は、現行の年収1,500万円の方が該当する給与所得控除額です。そのため、年収1,500万円超の方が改正の影響を受け、いくら稼いだとしても245万円が給与所得控除額の上限となります。（右表参照）

〔給与収入と給与所得控除額〕

給与収入	給与所得控除額	
	現行	改正案
1,200万円	230万円	
1,500万円	245万円	
2,000万円	270万円	245万円
3,000万円	320万円	
5,000万円	420万円	
1億円	670万円	

この改正は、平成25年分以後の所得税（個人住民税は平成26年度以後）から適用する、と大綱に明記されています。平成25年分以後といえば、復興特別所得税が開始される時期でもあります。この復興特別所得税は、基準所得税額の2.1%を個人が負担するものです。もし今回の改正案が成立した場合には、平成25年分より、給与所得控除が頭打ちとなったことによる増税分その他、この復興特別所得税分も上乗せされて税の負担が増す、ということになります。

改正後の影響を試算する際には、給与所得控除の頭打ち部分だけではなく、復興特別所得税分も加えることを忘れないようにしましょう。



申告する際に提出が省略できるものの追加と保存期間の延長

e-tax（いわゆる電子申告）で所得税の確定申告書を提出する場合、通常の紙提出において提出しなければならない書類の一部について省略することができます。もちろん、なんでも省略してよいわけではありません。例えば、平成23年分については、次のものについて提出を省略することが認められています。この提出を省略することができる書類を『第三者作成書類』といいます。

[第三者作成書類]

- ・ 給与所得者の特定支出の控除の特例に係る支出の証明書
- ・ 個人の外国税額控除に係る証明書
- ・ 雑損控除の証明書
- ・ 医療費の領収書
- ・ 社会保険料控除の証明書
- ・ 小規模企業共済等掛金控除の証明書
- ・ 生命保険料控除の証明書
- ・ 地震保険料控除の証明書
- ・ 寄附金控除の証明書
- ・ 勤労学生控除の証明書
- ・ 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書、配当等とみなされる金額の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書
- ・ 住宅借入金等特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ・ バリアフリー改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ・ 省エネ改修特別控除に係る借入金年末残高証明書（適用2年目以降のもの）
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 政党等寄附金特別控除の証明書
- ・ 認定NPO法人寄附金特別控除の証明書 ※
- ・ 公益社団法人等寄附金特別控除の証明書 ※
- ・ 特定震災指定寄附金特別控除の証明書 ※

※が付されている3種類の証明書は、寄附金控除について税額控除を選択適用する際に必要な書類です。平成23年分より新たに追加されました。これらの証明書に関しても第三者作成書類として、提出を省略することができます。

第三者作成書類は、提出自体は省略できますが、税務署等からの問い合わせや提出を求められた際に応じられるよう、申告者自身で保存しなければなりません。この保存期間について、先般改正がなされており、原則、法定申告期限から3年間だったものが平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する所得税より、5年間へと延長されています。ですから、平成23年分であれば、原則、法定申告期限から5年間は保存する義務があります。もし、税務署から提出の依頼があったにもかかわらず、その依頼に応じない場合には、当初の申告において添付がなかったものとして取り扱われることとなりますので、なくさないように注意しましょう。



労務情報

労働者名簿、 賃金台帳等の保存期間

新年度を迎えるにあたり、様々な書類が収められたファイルを整理する職場も多いのではないかと思います。その際、退職した従業員の労働者名簿や過去のタイムカードなどをいつまで保存しておく必要があるのか、判断に困ることがあります。こうした人事労務管理に関する書類については、それぞれ適用される法令により一定期間保存することが義務づけられています。そこで今回は、その保存期間を確認しておきましょう。

主な書類の保存期間については、下表のとおりとなります。

【法定書類等の保存期間】

書類の種類	保存期間	起算日
■労働基準法		
労働者名簿	3年間	退職等の日
雇入れまたは退職・解雇に関する書類(例:雇用契約書、退職届)		退職等の日
賃金台帳		最後の記入日
賃金に関する書類		完結の日
労働時間の記録に関する書類(例:出勤簿、タイムカード、残業申請書)		完結の日
労働基準法の規定に基づく労使協定等(例:時間外・休日労働に関する協定届)		完結の日(協定の有効期間の満了日)
各種許認可書(例:解雇予告除外認定申請書)		完結の日
災害補償に関する書類		災害補償の終了の日
■労働安全衛生法		
一般健康診断個人票	5年間	作成日
安全衛生委員会等の議事録	3年間	作成日
■労働保険		
雇用保険の被保険者に関する書類	4年間	完結の日(退職日等の日)
その他雇用保険に関する書類	2年間	完結の日
労災保険に関する書類	3年間	完結の日
労働保険料の徴収・納付に関する書類	3年間	完結の日(納付日等)
■社会保険		
健康保険・厚生年金保険に関する書類	2年間	完結の日
■労働者派遣法		
派遣元管理台帳	3年間	作成日
派遣先管理台帳		作成日

これらの書類には個人のプライバシーに関わる情報が数多く含まれているため、廃棄の際にはそれが不用意に流出しないように注意することが求められます。



経営情報

中小企業の労働生産性向上に必要なこと

大企業に比べて生産性が低いといわれる中小企業ですが、実際に労働生産性はどのくらいなのか、ご存じですか。ここでは、中小企業庁の2011年版中小企業白書（以下、白書とする※1）から、中小企業の労働生産性（※2）に関するデータを紹介します。

中小企業の労働生産性は1時間3,000円未満

白書から、2009年の業種別1時間当たりの労働生産性をみると、右表のようになります。

大企業と中小企業を比較すると、飲食宿泊業を除くすべての業種で、中小企業のほうが低くなっています。

次に中小企業の労働生産性をみると、製造業の2,976円が最高で、最低がサービス等その他の2,268円となっています。いずれも3,000円にも満たない金額です。

では中小企業は、生産性を高めるために何が必要だと考えているのでしょうか。

大企業と中小企業の労働生産性の比較

（単位：円／時間）

	中小企業	大企業
製造業	2,976	6,611
卸売業	2,899	5,339
飲食宿泊業	2,704	2,609
小売業	2,596	4,590
運輸業	2,330	5,766
建設業	2,302	5,479
サービス等その他	2,268	4,408

中小企業庁「2011年版中小企業白書」より作成

生産性向上に必要なこと

白書から、中小企業が労働生産性を高めるために重要だと考える取組の上位5つを示すと、以下のようになります。

◎顧客数拡大 ◎顧客単価上昇 ◎人材確保・育成

◎技術革新 ◎業務工程改革

顧客を増やす、顧客単価を上昇させることは、売上増加につながります。売上高の増加は付加価値の増加につながります。そして技術革新や業務工程改革を行うことで、効率化や省力化が可能になります。効率化や省力化も付加価値の増加に役立ちます。労働生産性は、一人当たりの付加価値ですから、こうした取組ができれば労働生産性が高まります。さらに、こうした取組を進めるには、人材の確保や育成が大切になります。

企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。国内市場も縮小が続いており、企業にとっては労働生産性を高めることが欠かせません。労働生産性向上のためにどのような取組を進めるかは、業種や業態によっても異なりますが、これから労働生産性の向上に取り組む企業は上記の取組を参考にしたいかがでしょうか。

（※1）2011年版中小企業白書の全文は以下の中小企業庁のサイトで確認できます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h23/h23/index.html>

（※2）ここでの労働生産性は以下のように求めています。

労働生産性＝粗付加価値額÷（従業者数×総実労働時間数）

粗付加価値＝営業利益＋役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋動産・不動産賃貸料＋減価償却費＋特別減価償却費

従業者数＝役員数＋従業員数

医薬情報



患者さんが後発医薬品を 使いたくなる軽減額

皆様は後発医薬品を使用したいと思ったことがありますか。また、医療機関や薬局での支払額がいくらか安くねば使ってみたいと思われませんか。

後発医薬品の特徴

ジェネリック医薬品と呼ばれる後発医薬品の特徴のひとつに、新薬に比べて価格が安いという点があります。そのため、後発医薬品を利用することで、医療費の軽減にも役立ちます。しかし、平成23年に発表された厚生労働省のある調査（※）によると、後発医薬品を使ったことのある外来患者さんは、50%程度にとどまっています。一方、患者さんが後発医薬品を使用するにあたって重要なこととして、「効果があること」、「副作用が少ないこと」の次に「窓口で支払う薬代が安くなること」という点が挙げられています。

ここでは、上記調査から、患者さんが後発医薬品を使いたくなる軽減額はどのくらいなのか、というデータをご紹介します。

後発医薬品を使いたくなる軽減額の平均は900円程度

後発医薬品について、安くなるのであれば使用してみたいと回答した患者さんに、使ってみたくなる金額を聞いた結果の平均額をまとめると、右表のようになります。

全体の平均では900円程度となりました。しかし年代別にみると、最高額（65～69歳の1,225円）と最低額（30歳未満の553.3円）では、700円近い金額の開きがみられます。また70歳未満では、年代が高くなるにつれ、使用したいと思う軽減額が高くなる傾向がみられます。

一般的に年齢が高くなるにつれて、医療機関を受診する人が増えます。その一方で、所得は減少してくるため、軽減額は高い方がありがたいと考える人が増えたことによる結果と思われます。

年代別後発医薬品を使用したいと思う軽減額

（単位：円、人）

	平均値	回答数
30歳未満	553.3	36
30～39歳	750.0	48
40～49歳	856.1	69
50～59歳	914.8	91
60～64歳	1,040.8	65
65～69歳	1,225.0	66
70～74歳	851.8	33
75歳以上	845.5	66
全体	902.5	482

厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査報告書」より作成

患者さんの意識を知るデータとして、参考になれば幸いです。



（※）厚生労働省の平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成22年度調査）「後発医薬品の使用状況調査報告書」。平成22年9月から10月にかけて行われた、全国の病院、一般診療所、医師、患者から抽出した一定数を対象とした調査です。詳細は以下の厚生労働省のページで確認できます。表中の全体の回答数には年代が不明のものが含まれます。

厚生労働省「後発医薬品の使用状況調査報告書」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001mxe9-att/2r9852000001mxip.pdf>

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にあつては、年度最終時期です。
漏れのないよう処理をしましょう。

2012年3月

お仕事備忘録



1. 所得税の総収入金額報告書

2. 確定申告の税額の延納の届出書

3. 個人の青色申告の承認申請

4. 所得税の更正の請求

5. 入社式の準備と最終確認



1. 所得税の総収入金額報告書

次のすべてに該当する人が提出する義務があります。

- (1) 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている
- (2) その年中の(1)の所得の総収入金額の合計額が3,000万円を超える
- (3) その年分の確定申告書を提出していない

つまり、所得がゼロやマイナスであつて確定申告書を提出する義務がなくても、総収入金額の合計額が3,000万円を超えてしまえば、提出しなければなりません。ただし損失申告書や還付申告書を提出していれば、提出する必要はありません。

なお、所定の報告書は最寄りの税務署からお取寄せください。

2. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。

ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件です。

つまり、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。

なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。

3. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、3月15日までに所轄税務署へ到達しなければなりません(到達日基準)。余裕をもって申請書を提出しましょう。

ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

4. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限(3月15日)から1年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から1年以内
2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合
 - (1) 通常申告・・・申告期限(3月15日)から5年以内
 - (2) 還付申告・・・提出日から5年以内

5. 入社式の準備と最終確認

いよいよ新入社員が入社します。

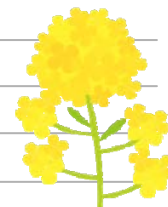
次の最終チェックリストで準備の漏れがないかどうか確認しましょう。

- ◆式次第の作成、挨拶する方への依頼などは済んでいますか？
- ◆新入社員への連絡はできていますか？
- ◆記念撮影の準備はできていますか？
- ◆歓迎会の準備、進行打合せはできていますか？
- ◆オリエンテーションなどの準備はできていますか？
- ◆配付備品は整っていますか？
- ◆社会保険事務、源泉徴収事務の準備はできていますか？



2012.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社の準備等に追われる時期でもあります。漏れのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	木	仏滅	
2	金	大安	
3	土	赤口	
4	日	先勝	
5	月	友引	啓蟄
6	火	先負	
7	水	仏滅	
8	木	大安	
9	金	赤口	
10	土	先勝	
11	日	友引	
12	月	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
13	火	仏滅	
14	水	大安	
15	木	赤口	●確定申告の提出期限（所得税、住民税） ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●贈与税の申告の提出・納付期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●所得税の更正の請求期限（平成22年分の確定申告の場合）
16	金	先勝	
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	
20	火	大安	春分 春分の日
21	水	赤口	
22	木	先負	
23	金	仏滅	
24	土	大安	
25	日	赤口	
26	月	先勝	
27	火	友引	
28	水	先負	
29	木	仏滅	
30	金	大安	
31	土	赤口	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ※4月2日期限 ●個人事業の消費税確定申告の提出期限 ※4月2日期限 ●有害物ばく露作業報告書の提出 ※4月2日期限